

## 障がい福祉サービスについて

〈檀原市役所 障がい福祉課〉

※サービスを利用するには、それぞれの手続きが必要です。

### 訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）  
入浴・排せつ・食事の介護等、在宅生活における介護サービスを行います。
- 重度訪問介護、重度障害者等包括支援  
入浴・排せつ・食事の介護や移動の介護等を総合的に行います。
- 行動援護  
移動の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
- 同行援護  
視覚障害により移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供等を行います。



### 日中活動系サービス

- 生活介護  
施設等で入浴・排せつ食事等の介護や創作的活動・生産的活動の支援を行います。
- 療養介護  
病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を行います。
- 短期入所（ショートステイ）  
施設等に短期間入所し、必要な介護等の支援を行います。
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）  
身体機能向上や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- 就労移行支援  
生産活動等を通じて就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
- 就労継続支援（A型、B型）  
生産活動や就労機会の提供を通じて知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。



### 居住系サービス

- 共同生活介護（ケアホーム）  
介助の必要な人に、相談や日常生活の介助を行います。
- 共同生活援助（グループホーム）  
食事や日常生活に必要なサービスの提供や相談を行います。
- 施設入所支援  
入浴・排せつ・食事や生活の質の向上に向けた支援を行います。



### 相談支援

- 計画相談支援  
障害福祉サービスの申請にあたってサービス等利用計画を作成します。
- 地域移行支援  
居住の確保や地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- 地域定着支援  
連絡体制を確保し、相談等を行います。



### 地域生活支援

- 相談支援、コミュニケーション支援、移動支援、成年後見制度利用支援  
日常生活用具の給付、地域活動支援センター 等

